

大和市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第63号

大和市民生委員推薦会規則の一部を改正する規則

大和市民生委員推薦会規則（昭和47年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14人」の次に「以内」を加える。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉団体の代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認めた者

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。